

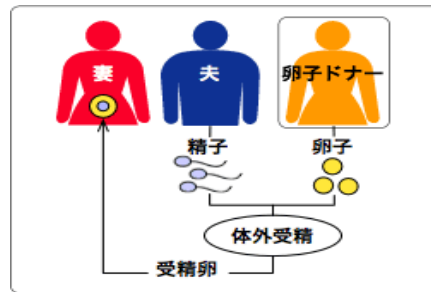


卵子提供と代理母出産

最近、新聞やメディアなどで“卵子提供”について取り上げられることが増えてきました。第三者が関わる生殖医療としては、“精子提供での人工授精(AID)”“卵子提供”“代理母出産”が挙げられます。今回はその中で“卵子提供”と“代理母出産”についてお話をしていきます。

卵子提供とは？

【子宮には問題ないものの、何らかの原因により卵子が使用できない場合、第三者女性の卵子提供者からの卵子提供を受け、夫の精子と体外受精を行い、その受精卵を妻の子宮に移植すること。】です。



リスクは…？

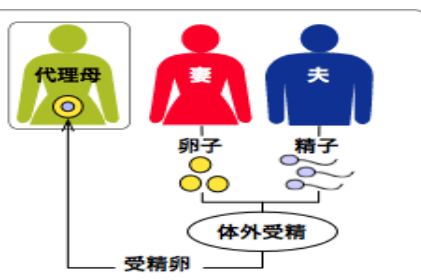
出産する女性にとって卵子は自分のものではないため、「異物」を排除しようとする免疫の働きによって、妊娠・出産の危険性が高まります。卵子提供による妊娠は、妊娠性高血圧症候群等になりやすいという報告もあります。

代理母出産 (代理懐胎)とは？

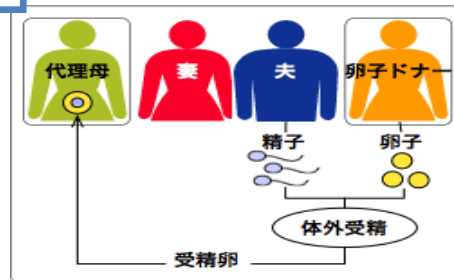
女性になんらかの理由（子宮摘出後・先天的に子宮がないなど）で自らの子宮を使って妊娠・出産できない場合、第三者の女性が代わりに妊娠、出産すること。代理母出産にはいくつか方法があります。

- ◎夫婦の受精卵を代理母に移植する方法（図①）
- ◎第三者より精子または卵子の提供を受け、受精卵を代理母に移植する方法（図②）
- ◎第三者の受精卵を代理母に移植する方法
- ◎夫の精子を代理母に人工授精する方法

図①



図②



リスクは…？

代理母となる女性に多大なリスクを負わせることになります。

～日本の現状～

卵子提供について



卵子提供はイギリス、フランス、アメリカ等では不妊治療の技術の1つとして行われています。

日本でも卵子提供の問題については「匿名の第三者」に限るという条件付きで認める方針が厚生労働省から出されています。しかし、身体的・精神的リスクが大きいことやサポート体制の確保が容易ではないこと、また倫理的・法的な問題など課題が多く残されています。

現在、国内では限られた施設が、独自の指針を定めて実施していますが、対象は主に生まれながらに卵子がない場合や40歳未満で閉経する早発閉経の女性に限られています。

そのため、不妊治療を続けたが妊娠に至らない女性や年齢のため自分の卵子では妊娠が難しいと判断した場合、海外に渡航し、卵子提供を受けるケースも見られます。

そんな中、2013年1月、日本では初めて、第三者に卵子の提供を募るNPO「OD-NET」が始まりました。この団体は患者の家族らが中心となり組織された団体で、提供申し出は募集開始3日目に100件を超えたそうです。このように国内での治療をサポートする施設も出てきており、早急な法制化が望まれています。

代理母出産について

日本産科婦人科学会が1983年に発表した会告により自主規制が行われていましたが、代理母出産そのものを規制する法制度は現在まで未整備となっています。

このような状況から、2003年厚生労働省、日本産科婦人科学会より“代理母出産を認めない”という結論が出されました。その理由として、下記の4点を挙げています。

日本産科婦人科学会の2003年「代理懐胎に関する見解」より

- ①生まれてくる子の福祉を優先すべきである。
- ②代理懐胎は出産する女性の身体的危険性、精神的負担を伴う。
- ③家族関係を複雑にする。
- ④代理懐胎契約は倫理的に社会全体が許容していると認められない。

しかし、厚生労働省はこの見解の法制化には至っていないのが現状です。

海外でも代理懐胎についての見解は分かれています。一部の国や州で認められているものの、トラブルになるケースもあるようです。

～まとめ～

卵子提供も代理母出産も日本では法的には認められていません。

海外や国内でこのような方法を選択していくことは、決して容易ではありません。

身体的・精神的リスクや日本での現状を理解し、十分な知識をつけること、

そして何より家族でよく話し合い、その上で選択することがとても重要であると考えます。

当院では第三者が関わる生殖医療（AID、卵子提供、代理母出産）は行っておりません。

詳しくお知りになりたい方は、医師にご相談下さい。

